

愛知国際学園初等部後援会内規

1 運 営

- (1) 会員加入の依頼は、後援会総会終了後、全学年保護者に対して会長が文書で行う。
- (2) 後援会費の徴収方法は、指定口座による一括自動引落とし、または振り込みとする。

2 弔 意

- (1) 会員、会員の配偶者、及び児童の死亡の場合は、供花1対、香料10,000円、淋見舞2,000円程度を贈り、役員、学級担任が会葬する。

3 見 舞

- (1) 児童の疾病（学校管理下の事故で欠席が連続7日以上）の場合は、2,000円程度の見舞い品を贈る。
- (2) その他、会員及び児童に災害が生じた場合は、役員会にはかり見舞いをする。

4 その他

- (1) その他、特別な事態が生じた場合は、役員会にはかりその都度決める。
- (2) 役員会にはかる余裕がない場合は、会長の専決によることができる。

5 付 則

- (1) 本内規の運営並びに改正は、役員会で行う。
- (2) その他、必要に応じて役員会で適当な処置をとることができる。
- (3) 本内規は平成29年6月5日より施行する。